定　　款

合同会社●●

**第１章　総　則**

（商号）

第 １ 条　当会社は、●●と称する。（と称し、英文では○○と表示する。）

（目的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

　　　　　１．

２．

３．

４．

５．

６．

７．

８．

９．

１０．前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を●●●（住所全部）に置く。

（公告方法）

第 ４ 条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

**第２章　社員及び出資**

（社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の目的及びその価額）

第 ５ 条　当会社の社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の目的及びその価額は、次のとおりである。

【住所】

【氏名】

金銭

金●●万円

　　　　　【住所】

　　　　　【氏名】

　　　　　金銭

　　　　　金●●万円

（社員の責任）

第 ６ 条　当会社の社員の全部を有限責任社員とする。

**第３章　業務執行権及び代表権**

（業務執行）

第 ７ 条　当会社の業務は、社員●●が執行する。

（代表社員）

第 ８ 条　当会社に業務執行社員が２名以上ある場合には、社員の互選によって、業務執行社員の中から代表社員１名以上を定めるものとする。

**第４章　社員の加入及び退社**

（社員の加入）

第 ９ 条　新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

（法定退社等）

第１０条　社員は、会社法第６０７条の規定により、退社する。

　　　２　前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合は、当該社員の相続人が当該社員の持分を承継するものとする。

**第５章　計　算**

（事業年度）

第１１条　当会社の事業年度は、毎年●月●日から翌年●月●日までの年１期とする。

（計算書類の承認）

第１２条　業務執行社員は、各事業年度終了日から３か月以内に計算書類を作成し、総社員の承認を求めなければならない。

**第６章　定款の変更**

（定款の変更）

第１３条　当会社の定款を変更するには、総社員の同意を要する。

**第７章　附　則**

（最初の事業年度）

第１４条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から翌年●月●日までとする。

（会社設立後の資本金の額）

第１５条　当会社の成立後の資本金の額は、金●万円とする。

（設立時代表社員）

第１６条　当会社の設立時代表社員は、社員●●とする。

（定款に定めのない事項）

第１７条　本定款に定めのない事項は、全て会社法の規定による。

　令和●年●月●日

有限責任社員　【住所】

　　　　　　　　　　　　　【氏名】

有限責任社員　【住所】

　　　　　　　　　　　　　【氏名】